

商 品 名	普通為替						
ご 利 用 いただける方	●個人及び法人その他団体						
送 金 方 法	●為替金の額を表示した普通為替証書を発行し、送金人（差出人）が、所定の受取人欄に受取人の名前を記入したうえ、これを受取人にお送りいただくことにより送金することができます。 ●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口でお申込みください。						
受 取 方 法	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で、普通為替証書と引換えに現金をお受取りいただけます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。						
特 殊 取 扱	●払渡済否の調査：為替金を受取人にお支払したかどうかを確認することができます。						
料 金	●普通為替の料金（普通為替証書1枚につき）						
	<table border="1"> <tr> <td>為替金額</td> <td>5万円未満</td> <td>5万円以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>550円</td> <td>770円</td> </tr> </table>		為替金額	5万円未満	5万円以上	料金	550円
為替金額	5万円未満	5万円以上					
料金	550円	770円					
そ の 他	●特殊取扱の料金 ■普通為替の再交付：1枚につき550円 ※有効期間を経過した普通為替証書を即時に払渡し又は払戻しをする場合は無料です。 ■払渡済否の調査（調査1件につき） ・普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合：140円 ・電信により貯金事務センターへ照会する場合：320円 ※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。						
	<p>●普通為替証書の金額は、1枚につき10万円以下です。</p> <p>●普通為替証書の1請求あたりの上限額は10万円です。</p> <p>●普通為替証書の有効期間は、発行日から6か月です。</p> <p>●普通為替証書を紛失し、汚染し若しくはき損したとき又は普通為替証書の有効期間が経過したときは、請求により普通為替証書を再交付します。</p> <p>●発行日から5年間、普通為替証書の再交付等の請求がないときは、普通為替に関する契約を解除いたします。</p> <p>●普通為替証書は、他の銀行その他ゆうちょ銀行所定の金融機関以外の者に譲り渡すことができません。</p> <p>●この取扱いには、為替規定が適用されます。</p> <p>●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">ゆうちょコールセンター</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけません場合があります。</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。</td> </tr> </table>		ゆうちょコールセンター		電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけません場合があります。	受付時間
ゆうちょコールセンター							
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけません場合があります。						
受付時間	ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。						

2022年1月17日現在